

諮問庁：国立大学法人三重大学

諮問日：平成29年8月31日（平成29年（独情）諮問第54号）

答申日：平成29年11月27日（平成29年度（独情）答申第40号）

事件名：感染性廃棄物容器の供給契約手続に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「感染性廃棄物容器（プラスチック製）の供給契約手続き（請書，納入要領，国立大学法人三重大学物品供給契約基準）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年6月2日付け三大総第1号により，国立大学法人三重大学（以下「三重大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示の理由は，「感染性廃棄物容器プラ製」に関する随意契約に関する「請書」の「契約価格」「本体価格」「消費税及び地方消費税」は，「公にすることにより当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報に該当するため（法5条2号イ）」とされているが，このような不開示理由は，法の解釈を誤ったものであるか，事実誤認に基づくものである。

けだし，随意契約においては，競争入札と違い，契約の公正が手続き上，当然は確保されるということがなく，逆に不透明性が避けがたく，不適正，不公正な契約がなされる危険が手続き上排除出来ない。

したがって，これを不開示とするのではなく，逆に開示することこそ，法の要求する「当該法人の（中略）正当な利益を保護する」こととなり，又，法の目的である「独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」（法1条）に資するものであるからである。

なお、随意契約の契約者に関する氏名、その住所等のみを不開示とすれば、処分権者が意図した目的は達成できる。

(2) 意見書

ア 審査請求人の理由

(ア) 不開示の理由は、「感染性廃棄物容器プラ製」に関する随意契約に関する「請書」の「契約価格」「本体価格」「消費税及び地方消費税」は、「公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報に該当するため（法5条2号イ）」とされているが、このような不開示理由は、法の解釈を誤ったものであるか、事実誤認に基づくものである。

けだし、随意契約においては、競争入札と違い、契約の公正が手続き上、当然は確保されるということがなく、逆に不透明性が避けがたく、不適正、不公正な契約がなされる危険が手続き上排除できない。

したがって、これを不開示とするのではなく、逆に開示することこそ、法の要求する「当該法人の（中略）正当な利益を保護することとなり、又、法の目的である「独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」（法1条）に資するものであるからである。

なお、随意契約の契約者に関する氏名、その住所等のみを不開示とすれば、処分権者が意図した目的は達成できる。

イ 再審査の内容

(ア) 再審査の理由とされるのは、「契約価格」「本体価格」等は、特定会社の経営ノウハウに係る情報であり、公開によって値下げ要請されるおそれがある上、今後の契約の交渉指針とされかねないとする。

(イ) また、特定会社を特定する情報のみを不開示にすれば足りるという審査請求人の反論については、他の業者等が納品時等に知り得る情報であるとして退けている。

ウ 審査請求人の意見（再審査内容の失当性）

(ア) しかし、上記の理由は、以下のとおり失当である。

けだし、そもそも、国民主義、民主主義国家においては、公文書は、公開されることが原則であり、非公開は、例外である。したがって、例外的な非公開が適法かつ相当であると解するためには、「十分に合理的でかつ明確な基準があること」が必須であり、「非公開とする何らかの理由があれば足りる」とするものではないと解すべきであり、仮に特定の理由のみを根拠とする場合には、民主主義の観点から見て、その理由が、他の全ての理由に優越するもので

なければならない。

しかし、三重大学が示した非公開の理由から判断すると、当該法人が採用している非公開基準は、「非公開とすべき何らかの理由があること」としているものである一方、その一個の理由が、他の全ての理由を凌駕する合理性を有するとするに足りる根拠は示されていないからである。

(イ) この点、より具体的に検討すると、三重大学が主張しているものは、公開すると、契約価格が特定され、公開によって、特定会社に対して今後の取引上、値下げ要求がされるおそれがあるとするものであって、その主張するところは、特定会社が今後の取引上不利益を唯一の根拠としているに過ぎず、又、その理由の趣旨は、当該特定会社の利益擁護という点に止まる。

すなわち、三重大学は、本件公開を巡る幾つもの論点の内、当該業者の利益のみによって結論を導いており、したがって、公開・非公開の分水嶺となる基準をいかに解しているかという点、「非公開とするには、何らかの理由があれば足りる。」と解しているものである。

しかも、公開によって値下げ要求がされるおそれがあるという理由が、本件公開を巡る諸観点の中で、他の全ての理由を凌駕するものであるという主張も立証もない。

(ウ) 審査請求人は、本件文書の公開は、随意契約に内在する不透明さが公正な取引業者の決定という公の利益に反する危惧があり、その公開の必要性は、公益を根拠にするが、三重大学が主張する利益は、特定会社の私益に止まる点である。

(エ) そもそも、特定会社の被るかもしれない不利益の危惧は、危惧に過ぎず、仮に現実化したとして自由競争の社会では、やむを得ざる不利益であるというべきである。自由主義経済の中では、競争が、値下げを生み、技術改善を生む原動力となると解されており、一方、自由主義の負の側面は、関係業法や、不正競争防止法、場合によっては刑法等によって是正されるべきものである。

(オ) 三重大学の判断は、以上の合理的な非公開基準に合致しておらず、むしろ、特定会社の利益を擁護する意図のみが、優先されたものであり、不公正な判断、評価であるというべきであって、失当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の内容

本件審査請求は、平成29年4月6日付けで請求のあった「三重大学医学・病院管理経営部管理課医療消耗品係が実施された本年3月6日13時締め切りの「感染性廃棄物容器プラ製」見積の結果、購入契約先として決

定された取引先と三重大学との間で締結された売買契約書又は同趣旨の契約書（写し）（決定された購入先業者名及び対象商品（3種類の容器）の各単価の記載があるもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、本学が平成29年6月2日付け三大総第1号において行った一部開示決定（原処分）について、原処分の取消しを求めるというもので、平成29年6月8日に受理したものである。

2 本件開示請求から諮問に至る経緯

平成29年4月7日、本件開示請求を受理。同年5月19日～同月25日、三重大学情報公開・個人情報審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審議、一部開示を決定。同年6月2日、審査請求人に原処分を通知。同月8日、平成29年6月7日付け原処分に対する審査請求を受理。同年8月23日～同月28日、審査委員会にて審議、原処分を維持し、情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべきと判断、諮問書を承認。同月30日、情報公開・個人情報保護審査会に諮問。

3 原処分及びその判断理由

（1）対象文書について

本件開示請求にある「本年3月6日13時締め切りの「感染性廃棄物容器プラ製」の入札については、落札者不在となった後、契約期間を短縮して随意契約として契約を結んだため、同入札により購入契約先として決定された取引先と三重大学との間で締結された売買契約書は存在しないものの、開示請求の意図を汲み、随意契約時の「感染性廃棄物容器（プラスチック製）の供給契約手続き（請書、納入要領、国立大学法人三重大学物品供給契約基準）」を対象法人文書として特定した。

（2）第三者意見照会について

対象文書には、本件の契約先である特定会社の情報が含まれるため、原処分に先立ち、特定会社に対し、法14条1項の規定に基づく意見照会を行ったところ、「請書」の「購入物品名及び数量」のうち、「契約価格」「本体価格」「消費税及び地方消費税額」については、「本件は、入札ではなく見積もり合わせでの契約であったことに鑑み、これらの価格情報が他者に知れると、既に取引のあるものにも価格が知られ、値下げ要請が出る可能性があるため」と不開示を希望する旨の意見書が提出された。

（3）審査委員会の判断

平成29年5月19日から同月25日にかけて開催した審査委員会で審議した結果、以下のとおり判断した。

ア 不開示とした部分について

審査委員会で検討した結果、開示決定通知書のとおり、「請書」の「購入物品名及び数量」のうち、「契約価格」「本体価格」「消費税

及び地方消費税額」は、公にすることにより契約者である特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）と判断し、一部不開示とした。

イ 原処分の決定について

以上の検討結果を踏まえ、審査委員会で審議を行った結果、不開示情報を除いた部分を開示することを決定し、平成29年6月2日に開示請求者へ通知した。

4 審査請求人の主張及び再審査の内容

(1) 審査請求人は、原処分を取消し、「契約価格」「本体価格」「消費税及び地方消費税額」を開示し、特定会社名、住所等の特定会社を特定できる情報を不開示にすべきであると主張する。

(2) 本学における再審査とその理由

審査請求を受け、平成29年8月23日から同月28日にかけて審査委員会を開催して再審査を行った結果、以下のとおり判断した。

「契約価格」「本体価格」「消費税及び地方消費税額」は、それ自体が特定会社の経営のノウハウに係る情報であり、これらが公開されると特定会社が既に取り引している相手先から値下げ要請がされるおそれがある上、今後の契約の交渉指針とされかねない。

また、本学の取扱いにおける随意契約情報の公表については、国立大学法人三重大学契約事務取扱細則8条に基づき、「工事請負契約を除く契約で予定価格が500万円を超えるもの」は契約金額を含む一部の情報を公表しているが、公表する契約金額は総額のみであり、また、当該契約は予定価格が500万円を超えないため、これに該当するものではない。

また、審査請求人は、会社名、住所等の当該特定会社を特定できる情報を不開示にすれば、上記のおそれはないと主張するが、本学に「感染性廃棄物容器プラ製」を納品している業者が特定会社であることは、本学と取引のある他の業者等が納品時等に知り得る情報であり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結論

以上の再審査を踏まえ、本開示請求に対する原処分は現時点でなお適法であり、審査請求の趣旨を斟酌してなお、原処分維持が適切であると判断した。よって、原処分を維持し、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年9月22日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年11月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 平成29年4月1日付けで「感染性廃棄物容器（プラスチック製）」の供給契約手続を行うための一般競争入札を行ったところ、数社から応札があったものの、いずれの会社も予定価格に届かず不落となった。このため、随意契約を行うべく、応札のあった数社に随意契約の見積書の提出を依頼し提出してもらったが、予定価格に達する見積書はなかったので、再度、契約期間を短縮した上で、随意契約の見積書の提出を数社に依頼し提出してもらったところ、特定会社と契約することとなった。

以上のような経緯を経て契約した当該特定会社との感染性廃棄物容器（プラスチック製）の供給契約に関する文書が、本件対象文書となる。

イ 不開示部分には、契約価格（本体価格及び税額）の記載がある。これらの情報は、公となっていない三重大と特定会社との随意契約における契約金額に係る情報であり、これらが公になると、特定会社と取引のある相手先や競合する他社に当該情報が知られることとなり、その結果、今後の特定会社の営業戦略に影響を及ぼすおそれがあり、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、理由説明書（上記第3）記載のとおり、特定会社に対し、法14条1項に基づく意見照会を行ったところ、「本件は、入札ではなく見積もり合わせでの契約であったことに鑑み、これらの価格情報が他者に知れると、既に取り交されている他の契約者にもその価格が知られ、値下げ要請が出る可能性があるため、不開示とすることが妥当で

ある」旨の意見書が提出されているところである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 不開示とされている部分には、諮問庁が上記(1)イで説明するとおり、感染性廃棄物容器(プラスチック製)の契約価格(本体価格及び税額)の記載が認められる。

イ 特定会社との契約は随意契約であるところ、諮問庁の上記第3の4(2)の説明によると、三重大学契約事務取扱細則に基づき契約金額等が公表されるのは契約総額が500万円を超える場合であり、本件は契約総額が500万円を超えていないため、契約金額等は公表されていないとのことである。

特定会社が随意契約で納入する商品の価格(契約金額)は、様々な事情を踏まえた当該特定会社の経営上の戦略に基づいて個別に価格決定されるものであるところ、これを公にすると、当該特定会社と取引のある他の相手先や競合他社にも当該契約金額が知られることとなり、その結果、今後の当該特定会社における価格決定や営業戦略に悪影響を及ぼすおそれがあり、当該特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司